

## がんばる商店街等応援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、釧路市プレミアム付商品券事業実行委員会 2021 が令和3年度に発行するプレミアム付商品券（以下、「プレミアム付商品券」という。）の利用者を効果的に呼び込む商店街等ならではの取組を支援することにより、商店街等の魅力向上、消費拡大を図ることを目的として釧路市が交付するがんばる商店街等応援補助金（以下、「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、商店街等とは、その主たる事務所を釧路市内に有する商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合（共同店舗において30店舗以上の小売、サービス業を営む者によって構成されたものに限る）、商店会及び商工会をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、プレミアム付商品券と関連した販路拡大・販売促進事業とする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる団体とし、補助対象者又はその構成員に対して市が実施する補助事業に係るアンケート調査に協力することを要件とする。

- (1) 商店街等
  - (2) 商店街等が中心となり事実上運営する実行委員会
  - (3) その他市長が適当と認める組織
- 2 前項の補助対象者は、北海道が実施する地域商業ウィズコロナ対策支援事業補助金(以下、「道補助金」という。)を併せて受給することができる。ただし、感染拡大防止のみの取組を行う者は、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 第3条に規定する事業の補助対象経費は、必要と認められる経費とする。ただし、国や北海道等、釧路市以外から補助金等の支援を受ける場合には、当該支援を受ける額を減じるものとする。

### (補助対象外経費等)

第6条 次に掲げる経費等は、補助対象としないものとする。

- (1) 備品購入費、食糧費、クーポン・商品券等の割引に係る経費やプレミアム部分の原資、実質割引となるサービス等に係る経費、その他の補助することが適当でないと認められる経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当部分

### (補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で、100万円を限度とする。

- 2 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。
- 3 補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (申請者の募集)

第8条 市長は、別に期間を定めて補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）を募集するものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) がんばる商店街等応援補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式1-1）
- (3) 事業予算書（様式1-2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、道補助金を申請する場合であって、釧路市が北海道から道補助金の申請に係る情報提供を受けることについて同意するときは、前項第2号及び第3号に規定する書類の提出を省略することができる。

#### (補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、これを審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

#### (補助事業実績報告書)

第11条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業を完了したとき、事業終了後1月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) がんばる商店街等応援補助金実績報告書（様式2）
- (2) 事業決算書（様式2-1）
- (3) 領収書等支出したことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出があったときは、市長はその内容を確認するものとする。

#### (補助金の請求)

第12条 補助金の交付決定を受けたものは、前条の規定による確認を受けた後に補助金を請求することができる。ただし、特別の事情がある場合は、事業の完了前において補助金を請求することができるものとする。

#### (補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金交付決定の通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。
- (3) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。